

令和2年5月14日

公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三 殿

国税庁課税部  
法人課税課長 鈴木 孝直

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における  
「法人税及び消費税の中間申告書の提出期限の延長」に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人税及び消費税の中間申告の期限延長については、別紙1のFAQの通り、確定申告の取扱いと同様に柔軟に申告書を受け付ける旨、周知しているところです。

しかしながら、中間申告書の提出がなかった場合には、その期限において申告書の提出があったものとみなされるため、該当の税額に係る督促状が発送される場合があります。

この場合であっても、事後的に期限延長が行われた場合には督促状の効力は失われますので、その旨事前に納税者の皆様へお知らせをお送りすることとしています。

※ 別紙2：3月末～5月末に納期限が到来する納税者の皆様のうち、中間申告に係る税額の納付が確認できない方へのお知らせ（個別送付）

別紙3：6月以降に納期限が到来する納税者の皆様へのお知らせ（中間申告書に同封）

つきましては、貴総連合におかれましては、各都道府県及び各単位会を通じて、会員の皆様に対し本件を周知いただきますようお願いいたします。

(参考) 国税庁ホームページ

○ 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ (中間申告については問 2 - 3)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

○ 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

ご不明な点につきましては、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先：国税庁課税部法人課税課

TEL：03 - 3581 - 4161

岡本 (内線 3769)、高橋 (内線 3862)